

(第1面)

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事 池田 豊人 殿

協議者 住 所 香川県さぬき市津田町津田 2880-34
氏 名 津田企業株式会社
代表取締役 安富 心
電話番号 0879-42-3054



循環利用計画の内容を変更したので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号			令和8年9月1日 8循環第 132898 号		
変 更 事 項			変 更 前	変 更 後	
循環利用計画の変更の内容	循環的な利用の目的		節資源（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の節約）	変更なし	
	循環的な利用の方法		再使用・再生利用・熱回収	再使用・再生利用・熱回収	
	循環的な利用の概要		各現場にて発生した廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を選別施設にて分別を行なった後、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずは破碎後にボイラー燃料として製紙会社に売却。ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類は破碎後に再生クラッシュ又は再生骨材として再利用。	変更なし	
	事業場の所在地		香川県木田郡三木町大字鹿庭字榎谷 293番1、1721番、1729番、1741番3、1742番1、1743番1	変更なし	
	規則第6条第2項に規定する協議の適用の有無		有 ・ 無	有 ・ 無	
	県外産業廃棄物	一般的な名称		建設廃材	変更なし
		種	類	①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤金属くず⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑦がれき類	変更なし
		性	状	固形状	変更なし
		1年当たりの最大取引量		①253t②243t③315t④54t⑤77t⑥375t⑦310t	①363t②303t③445t④65t⑤157t⑥505t⑦365t
	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		別紙のとおり	別紙のとおり
住所又は所在地		別紙のとおり	別紙のとおり		
排出事業場		名 称	別紙のとおり	別紙のとおり	
		所 在 地	別紙のとおり	別紙のとおり	

(第2面)

変 更 事 項			変 更 前	変 更 後	
循環利用計画の変更の内容	循環利用施設の設置に関する計画	施設の種類及び設置場所		①破砕施設 2 基 ②破砕・圧縮梱包施設 1 基 ③選別施設 1 基 香川県木田郡三木町大字鹿庭字榎谷乙 293 番 1、1721 番、1729 番、1741 番 3、1742 番 1、1743 番 1	変更なし
		施 設 の 処 理 能 力		①1466.17 t/日※94.96 t/日※ ②8.2t/日※ 8.1t/日※ ③160 m ³ /日※（※各 8 時間）	変更なし
		施設の位置、処理方式、構造及び設備		処理の位置：施設の位置図参照 処理の方法：中間処理（破砕） 構造：循環利用施設の図面参照 設備：破砕機 5 基 圧縮梱包機 1 基 選別機 1 基	変更なし
		循環的な利用に伴い生ずる排ガス及び排水	量	エンジン式破砕施設に関しては排ガス 2 次規制対策済み。電気モーター式破砕施設に関しては、排ガスは発生しません。	変更なし
			処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	排ガス 2 次規制対策済み。 排水はありません	変更なし
		設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		該当なし	変更なし
		その他循環利用施設の構造等に関する事項		該当なし	変更なし
	循環利用施設の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		排ガス 2 次規制対策済み。 排 水 は あ り ま せ ん 。	変更なし
		排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		排ガス 2 次規制対策済み。 排 水 は あ り ま せ ん 。	変更なし
		その他循環利用施設の維持管理に関する事項		毎日、運転状況の点検を行い、それを記録に残すと共に異常時には責任者に連絡し、責任者の指示のもと適切な対応を行う。また、県及び関係市町にも速やかに連絡する。 ・緊急連絡先 代安富 心 香川県東讃保健福祉事務所環境管理室 さぬき市生活環境課	変更なし
放射性物質及びこれによって汚染された物の処理			有 ・ 無	有 ・ 無	

	県内で生じた廃棄物の循環的な利用の見込み（その種類、性状及び1年当たりの最大取扱量を記載すること。）	①②④ 1,574.6 t/年 ③ 25,673.96 t/年 ⑥⑦ 403,577.92 t/年	①②④ 1,553.6 t ③ 25,643.96 t ⑥⑦ 403,542.92 t
--	---	--	--

(第3面)

変 更 事 項				変 更 前	変 更 後
循環利用計画の変更の内容	再使用又は再生利用の場合	再 生 品	種 類	①再生クラッシュラン及び再生骨材(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類) ②木材チップ(木くず) ③フラフ燃料(廃プラスチック類、紙くず、繊維くず)	変更なし
			性 状	固形状	変更なし
			1年当たりの最大製造量	①404,662.92 t/年 ②26,208.96 t/年 ③2,235.6 t/年	変更なし
		再生品の性状に適合する日本工業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容		無し。	変更なし
		再生品の利用又は取引の見込み		①再生クラッシュラン及び再生骨材として建設業者へ売却する。 ②③ボイラー燃料として製紙会社・セメント会社へ売却する。	変更なし
	循環的な利用に伴い生ずる廃棄物	一般的な名称	①鉄筋②くぎ③くぎ	変更なし	
		種 類	金属くず	変更なし	
		性 状	固形状		
		1年当たりの最大発生量	①10 t/年②6 t/年③5 t/年	/年	
		処 分 方 法	売却	変更なし	
	県外産業廃棄物の種類又は性状を変更する場合にあっては、変更後の循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴				津田企業株式会社 代表取締役 安富 心 0879-42-3054
変 更 予 定 年 月 日				年 月 日	
変 更 の 理 由				取引先の範囲拡大	

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、第1面及び第3面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。